

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	第 55 回松阪市福祉有償運送運営協議会
2. 開 催 日 時	令和 6 年 7 月 31 日（水） 午後 2 時～午後 3 時
3. 開 催 場 所	松阪市役所 議会棟 2 階 第 3・4 委員会室
4. 出席者氏名	（委 員）◎武田誠一、○大西学、黒川尚哉、中垣内敬二、 森本臣紀、海住さつき、石野栄一、内野方和、大西紗絵子、 山本聖（代理）（◎会長 ○副会長） （事務局）松田武己、刀根真紀、久村穂乃佳
5. 公開及び非公開	協議事項 1. 公開 協議事項 2. 公開
6. 傍 聴 者 数	なし
7. 担 当	松阪市殿町 1340 番地 1 松阪市健康福祉部介護保険課 担当者：久村 TEL 0598-53-4190 FAX 0598-26-4035 e-mail kaigo.div@city.matsusaka.mie.jp

協議事項

1. 福祉有償運送に係る複数乗車認定基準の一部改正について
2. 令和 5 年度下半期松阪市における福祉有償運送の運営状況等

議事録

別紙

第 55 回松阪市福祉有償運送運営協議会議事録

1. 日 時 令和 6 年 7 月 31 日（水） 午後 2 時 00 分～午後 3 時 00 分

2. 出席委員 11 名

武田誠一、大西学、黒川尚哉、中垣内敬二、森本臣紀、海住さつき、
石野栄一、内野方和、大西紗絵子、山本聖（代理）

3. 協議の結果

●議題（1）福祉有償運送に係る複数乗車認定基準の一部改正について（合意）

令和 5 年 12 月 28 日自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いが「タクシー運賃の上限の運賃と比較して概ね 1/2 の範囲内」から「タクシー運賃の約 8 割にある」と改正されたことにより、それに即した見直しを行った。

質問・意見

意見① 複数乗車利用者が増加した場合、運行距離に関するトラブルが発生しないか懸念している。

⇒複数乗車運行事業所のひとつでは、自宅に最短で送迎する距離、料金及び個別輸送の場合より到着時間が遅れる可能性があること等説明し同意書を記入してもらいトラブルの未然防止に努めている。

意見② 複数乗車が認められる条件の一つである「同一町内の利用者が、同一の病院へ通院する場合の輸送」とあるが同一町内は広域でないか。

⇒一般的に町内よりも小さいコミュニティを表現することは難しい。

意見③ 事業所の運行状況報告で、複数乗車の利用実績を掲載してほしい

⇒事業者と協力して掲載を検討したい。

●議題（2）令和 5 年度上半期松阪市における福祉有償運送の運営状況等（承認）

質問・意見

意見① 利用者の移動制約事由等事業者により書き方が様々である。簡素化する方向で統一を図った方がよい。また、報告研修の報告について、いつ何人が参加したかわかるように記載してほしい。

⇒過度な事務負担にならないよう簡素化を検討し、研修についても月別に記載する。

意見② 高齢者や障がい者は増加しており輸送サービスの需要は高まっているように考えられるが、利用者は減少している。この減少には要因があるのではないか。また事務局から福祉有償運送サービスについて周知することはできないか。

⇒利用者が多い事業所が値上げをしたことによる利用控え、ドライバー不足により受け入れることができる件数が減少していることが要因の一つである。

事務局では、高齢者サービスとして冊子への掲載を行っている。